

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

## ■ 本日より、グループ法人税制が始まりました！

**Q** 本年の税制改正の最大の目玉として、グループ法人税制が始まったと聞きました。この制度の重要なポイントはなんですか？また中小企業に与える影響はあるのでしょうか？

### 解説

#### 1. 概要

**完全支配関係がある法人間**での一定の資産の譲渡は、**その損益を譲渡時点では計上せず**(=繰り延べ)、譲渡を受けた法人が**その資産を譲渡した時点で譲渡損益を計上する**制度です。

#### 2. 用語の意義

完全支配関係がある法人とは？

- i. 一方の会社がもう一方の会社の株を、直接または間接に100%保有している関係(**親子関係**)
- ii. 一つの会社に共に100%の株を保有されている会社同士の関係(**兄弟関係の会社**)

一定の資産とは？

譲渡直前の帳簿価額が**1,000万円以上**で、下記に記載する資産。

- i. **固定資産**
- ii. 土地(土地の上に存する権利を含む)
- iii. 有価証券(売買目的有価証券を除く)
- iv. 金銭債権
- v. 繰延資産

#### 3. 適用期日

本制度は**平成22年10月1日以後に行う譲渡**について適用されます。

#### 4. その他

グループ法人税制にはここに記載した「譲渡損益の繰り延べ」以外に「寄付」「現物分配」「受取配当等の益金不算入」などの重要な改正項目があるので、実務処理については注意が必要です。

## 要するに...

親子間など100%の資本関係をもつ会社同士で1000万円以上の資産を譲渡しても、**その譲渡時には譲渡損益が計上されなくなった**ので、**グループ内の会社同士で資産の再配置をしやすくなりました**。ただ、一般の中小企業のグループ間で、帳簿価額1000万円以上の資産を譲渡し合うという機会がそれほど多くあるのか疑問ではあります。